

令和5年度第4回議会改革推進会議

- 1 日 時 令和5年12月14日（木）午後2時00分開会
午後2時57分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者 委員長 奥野詠子
委員 武田慎一、永森直人、川島 国、藤井大輔、
瀬川侑希、澤崎 豊、庄司昌弘、井加田まり、
火爪弘子、佐藤則寿

I T活用検討委員会委員長 大門良輔

4 協議の経過概要

奥野委員長 お疲れ様でございます。

皆さんおそろいですので、ただいまから令和5年度第4回議会改革推進会議を開会いたします。

それでは早速ですが、協議に入ります。

協議事項、手続きのオンライン化等への対応についてです。

前回からの継続協議事項であります。まずは、お手元の式次第に沿って、①請願・陳情のオンライン化への対応について、事務局から改めてポイントを説明いただいた上で、各会派での検討結果等、ご意見をお聞きしたいと思います。

それでは説明をお願いします。

事務局（森議事課副主幹委員会係長） 地方自治法の改正に伴い請願・陳情手続きがオンライン化できることになりましたので、その方法を検討しようということでした。

前回にお示しした課題を整理して、具体的な案として資料にまとめておりますので、資料1-1に沿ってご説明します。

まず1番目、オンラインツールをどうするかです。これは富山県電子申請サービスによるという案です。この電子申請サービスは、県及び県内市町村で各種電子申請に使用されているシステムであ

り、議会でも共通のサービスを使用することで、県民の利便性やセキュリティが確保されます。

また指定フォームへの入力により、必要事項の確実な記入なども図ることができます。

なお、カッコ書きでお示ししてありますとおり、全国議長会では、請願の提出にマイナポータルの利用も検討しているとのことではありますが、マイナポータルは主に個人の住民登録や給付申請のために市町村で利用されているもので、県では現状利用予定がなく、利用のための環境整備も未実施と聞いております。

ですので、マイナポータルについては今後の普及具合を見守りつつ、当面は電子申請サービスの方で運用していきたいと考えております。

2番目、請願者・陳情者の本人確認の方法です。従来、本人確認をどうしていたかといいますと、従来は署名又は記名押印をもって、身分証との照合までは求めずに簡易に行ってきたところですが。

理由としては、議会への請願は、県政に対する要望が主であって、特定の個人への給付等には直結しないことから、なりすましがあつたとしても不当利得や権利侵害のリスクは極めて少ないだろうということがありました。

ただ今回、匿名性がより高いオンライン手続きを導入するにあたり、この本人確認の方法を再検討しまして、表にお示しした3つの案のいずれかとしたいと思います。

以下、表によりご説明します。

繰り返しになりますが、現行は簡易な本人確認、書面に署名又は記名押印がなされていることをもって確認していました。

1つ目の案1は厳格化するという案で、オンライン提出では電子署名を求めます。これはマイナンバーカード等の公的機関が認証する電子証明書の情報を用いるもので、印鑑証明書付きの実印に相当する手続きになります。この場合、書面提出の方にも、バランス上、

通常の署名又は記名押印に加えて、本人確認書類を求めることとなります。請願書を持参された場合は、提示のみでも構いませんが、郵送の場合は、身分証、運転免許証等の写しを合わせて提出していただく必要があります。

この案1のメリットは、なりすましの防止効果が大きく、責任ある記載の促進を期待できることです。

ただデメリットとしては、提出者の負担は増となりまして、事務局側も個人情報取得管理が必要となります。

表の一番右はオンラインによる連名での請願・陳情に対応できるかという記載ですが、現行の電子申請サービスは複数名の署名機能がないため、この場合、システム上、連名提出は不可ということになります。

その下の案2が現行と同等のレベルで実施するという案です。

署名は従来どおりで、オンラインの場合は、ただ出していただくだけではなくて電話・メール等により確認をしたいと考えております。

具体的には、電話番号やメールアドレスを申告いただきまして、受付後、事務局から一度連絡をとりまして、実際に連絡がつく相手で、自ら請願をされていることを確認するというものになります。

メリットとしては、一定のなりすまし防止効果はあります。書面提出者の扱いは、現行どおりで特に負担は増えません。

デメリットとしては、メールや電話で連絡をしてもすぐに返信が得られない場合があるなど、提出者の本人確認に時間を要する場合が想定されるということです。

連名につきましては、メールや電話で本人確認が容易にできるのであれば、その範囲内で連名も可能にできると考えます。ただし個別に連絡を取る必要がありますので、連絡がつきにくいような場合などの事務負担を考慮しますと、例えばせいぜい3名ぐらいまでなのかなと考えております。

案の3は本人確認を不要とするものです。そう考えている地方議会もあるところですが。

この場合、オンラインでも入力された住所氏名をもって受理し、確認はなしです。そうしますと、バランス上、書面の方も、今求めている押印は不要ということになりますので、押印廃止になります。

メリットとしては、提出者の負担は減ります。デメリットはなりすまし防止行為は全くないということです。ただし本人確認不要といいますが、連名については、本人確認ができない住所氏名を羅列されたとしても、それは信憑性に乏しくて、記載されている人数による請願として考えることは難しいため、認めがたく、不可と考えております。

各案のオンライン連名の対応で不可とされているものは、引き続き連名者の署名又は記名押印のなされた書面の提出を求めることになるかと考えます。

なお、案3【不要】のところに矢印で注書きを入れておりますが、令和2年度の全国的な押印廃止の見直しに合わせて、本県議会でも検討を行ってございまして、その際に、議員から提出される発言通告等については押印を廃止したところですが、その際には請願書等についての押印廃止は行いませんでした。

その理由としては、請願者等の文書作成の真正性の担保や、真意の確認のため、引き続き署名又は記名押印を求めることとしていました。

今回もし案3を選択する場合は、この時の考え方からの方針転換ということになり、それなりの理由説明が必要と考えます。

この案1、2、3ですが、厳格なものから順に並べておりますが、事務局としては現行同等の案2にしてはどうかと考えております。

下に各都道府県議会の状況をお示ししております。

請願・陳情ともにオンライン化済みが1県、こちらは本人確認書類を求めています。ただし請願は議員が証すれば省略可能という運

用です。その他本県のように、現在オンライン化を具体的に検討中の県が15県、うち本人確認はしない、そもそもこれまで求めていないということですが、そういうスタンスのところは5県、電子署名は2県、メール・電話で確認は1県でした。全く未定のところは調査時点では5県あるところではあります。

なおこれは9月時点の全国照会の結果で、電子署名の2県には本県も含まれています。

次のページにいきまして、3、紹介議員の署名等に代える措置の案についてですが、先にご説明したように、電子申請サービスに複数署名の機能はありませんので、請願者がオンラインで申請しても、そこに重ねて紹介議員が電子署名を付けるということではできません。

そこで記載の案1、また案2の方法を考えております。

表でご説明します。

案1は、議員の署名なしとするもので、オンラインでの請願者は紹介議員の了承を得た上で、署名は受けず、議員名、了承日の入力のみで提出します。

受付後に事務局が議員に確認をとることになります。

メリットとしては、提出者は書面の持参や郵送をしなくてもよいので負担が減ります。障害のある方などにとっては請願がしやすくなると考えます。

デメリットは、受付後の議員確認には請願内容を初めから——書面も何もないので——初めから読み直すことが必ず求められ、比較的煩雑ということになります。

案2は、委員の署名等をもらうところまでは現行どおり書面で行っていただいて、その署名がなされた書面の写しをデータで添付して提出するというものです。こちらでも受付後に議員に確認はとります。

メリットは紹介議員の確認が自らの署名があるので、比較的容易

にできるということです。

ただし原本ではなく写しですので、偽造のリスクはありますから、どうしても慎重な内容確認が必要というところは案1とさほど変わらないのかなと思います。

デメリットは、提出者は議員に署名をいただくまでは持参や郵送が必要であり、さらに署名いただいた書面をスキャンなどでデータ化する必要もあるので、かえって煩雑で、人によっては負担増でデジタル化の恩恵はより少なくなってしまうと思います。

事務局としてはせっかくオンライン化するという事なので、デジタル化によって提出者の利便性がより高まる案1によりたいと考えております。

ここで一度説明を切らせていただいて、各会派のご意見をお伺いしたいと思います。

奥野委員長 それでは継続協議事項でありましたけれども、各会派のご意見をお伺いいたします。

永森委員 今ほど事務局から丁寧にご説明いただきましたので、請願の本人確認については、現行と同程度の案2で、紹介議員の署名は案1でいいのではないかと思います。

澤崎委員 同様であります。オンラインツールは富山県電子申請サービスによるというものでよいですし、2番目の本人確認は案2、紹介議員の署名に代える措置は、案1ということになります。

井加田委員 確認ですが、新たにオンラインによる手続きが加わるという認識でよろしいですか。書面による持参・郵送は並行して今までどおり行えるということですね。

奥野委員長 はい。そのとおりです。

井加田委員 事務局から提案いただきました現行どおりに近いものということで、本人確認は案2、それから署名に関しては案1で、よろしいかと思います。

火爪委員 私も事務局の提案どおりでよいと思います。

佐藤議員 事務局提案のとおり、案2と案1でお願いします。

奥野委員長 それでは全ての会派のご意見が、本人確認については、現行同等の案2ということ、紹介議員の署名等に変える措置については、案1の署名なしということで一致しましたので、事務局案のとおりに進めるということにしたいと思います。

よろしく願いいたします。

一旦、切りましたので引き続き説明をお願いします。

事務局（森議事課副主幹委員会係長） 3番までお認めいただきありがとうございます。今後、準備を進めていきます。

続けて4番目、これは請願・陳情の運用面の話でして、前回の議会改革推進会議で決定いただいたのですが、今後、文書表・会議録等には個人情報原則非掲載にすることについて、その開始時期を確認させていただくものです。

オンライン化の手続きは、規定整備や電子申請フォームの作成など、今後の準備期間がある程度必要ですが、この個人情報保護の取組については、運用の変更で規定整備が不要であり、かつ個人情報のことなので迅速な対応が望ましいと考えており、案のとおり、令和6年2月定例会から開始としたいと思います。

手続きとしては、1ヶ月前の議会運営委員会で決定いただき明文化し、その後、全議員に通知、県民の方へはホームページ等でお知らせしたいと考えております。

奥野委員長 これについては、これで、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 それでは、これでよろしく願いいたします。

それでは次に進みたいと思います。

②富山県議会会議規則の一部改正素案と、③富山県議会委員会条例の一部改正素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局（柏議事課課長補佐） 資料の4ページに、資料1-2として、手続きのオンライン化に対応した改正標準会議規則等への対応方

針案があります。これは前回の会議で説明した資料ですが、参考に添付してあります。

6 ページ、資料 1 - 3、改正標準会議規則と県議会会議規則との比較及び改正素案という資料についてです。

先ほどの方針案のもと、県議会会議規則の改正素案として作成したものを抜粋して説明します。

左の 2 列が標準会議規則の改正前と改正後、右の 2 列が県議会会議規則の現行と今回提示する改正素案です。

まず、県議会会議規則第 10 条です。こちらは会議時間の変更の柔軟化関係です。

現状では、会議時間外に会議時間の繰上げ等ができないことから、標準会議規則と同様に、第 3 項において、議長は会議中でない場合であっても、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間の繰上げ又は延長することができるとしたものです。標準会議規則と同様に改正したいと思っております。

次、7 ページ、標準会議規則の改正後、第 61 条の 2（質問の特例）というのがあります。これは、本会議におけるオンライン質問への対応関係です。

総務省の通知で、団体の事務全般について見解を質す質問については、それぞれの団体の会議規則で定めれば、オンラインで行うことも可能とされたものですから、それに対応して、標準会議規則の方も改正されました。ただ、総務省の通知では、議案に対する質疑は、討論も含め表決と一体不可分として行われるものであるもので、議員が議場にて行う必要があるとされています。

本県議会ではどうかというと、現状、提出議案に対する質疑と県政一般に対する質問を合わせて 20 分という形でやっておりますので、質問と質疑を分けて行うことは課題も多いため、この部分については改正しないという案としております。

次、8 ページ、県議会会議規則第 109 条、携帯品の許可制から届け出制への変更関係です。

こちらにも標準会議規則同様、コート、マフラー等の文言整理と、あとは病気等の理由により会議への出席に必要と認められるものの携帯については、許可から届出に変更するというものです。

続いて、9 ページ、県議会会議規則第 129 条の 2、こちらが手続きのオンライン化関係についての規定になります。

細かいのですが、標準会議規則同様に改正をしたいと考えております。

まず第 1 項ですが、こちらは、議会に対して行われる通知のオンライン化です。資料では改正素案に蛍光マーカーを引いてありますので、そちらを見ていただければと思います。

議会、議長、委員長に対して行われる通知のうち、文書により行うことが規定されているものについては、電子情報処理組織——インターネットやメール等——を使用する方法により行うことができるというものです。

堅苦しい言い方になっていますが、一応標準会議規則と同様に規定したいと思っています。

次の第 2 項、こちらは議会が行う通知について、第 1 項と同じように規定がされています。

10 ページ、改正素案の第 4 項、これは通知に係る到達のみなし規定です。電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、通知を受けるものの電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該者に到達したものとみなすというものです。

インターネット、メール、クラウドサービス等により必要な通知を送り相手の見られる環境に届いた段階で、到達したものとみなしますという規定になっております。

続いて、11 ページ、第 5 項、請願・陳情等の署名又は記名押印を求める手続きの代替措置の規定です。

議会に対して行われ、又は議会が行う通知のうち、署名又は記名押印することが規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものを持って代えることができるというものです。

こちらは先ほどの請願・陳情の手続きで、本県議会はこういう形でいきたいということを提示しましたが、この条文により対応することになります。

次が第6項、こちらはオンライン化に支障となる事情、本人確認や原本の確認・交付の必要がある場合、その他電子情報処理組織によることが困難・著しく不適當な場合には支障となる部分以外の部分についてオンラインを適用するというものになります。

続いて、12ページ、第129条の3になります。

こちらは、電磁的記録により文書等を作成できること、電磁的記録によって作成したものについては、文書により行われたものとみなすという規定になっております。

最後に第130条（配布に代わる措置）で、昨年度新たに設けた規定なのですが、先ほど述べました第129条の2の配布の到達の時期という規定を整備する関係上こちらについては、重複することになってしまいますので削除したいと考えております。

以上、飛ばし飛ばしではありますが、県議会会議規則の改正素案について、本日の会議でいただいたご意見等を踏まえて、今後、執行部との調整、他の条例規則との齟齬がないかも確認、精査の上、次回の議会改革推進会議で改正案をお示ししたいと考えています。続いて、委員会条例になります。

事務局（森議事課副主幹委員会係長）　続きまして資料1－4をご覧ください。今回、標準委員会条例も改正されております。

会議規則ほどは込み入っておりません。

まず、標準条例第7条ですが、本県では該当条文がありませんの

で対応不要です。

次に標準の第12条の2、今回新設された開会の特例を規定、オンライン委員会の開会に関する規定ですが、本県では昨年度末に条例を改正して整備済みですので、現行のとおりとします。

次のページ、標準の第2項はオンライン参加について委員長許可制とする規定、その次の第3項はオンライン参加も出席とみなすとの規定で、いずれも本県では同様の規定を整備済みですが、出席のとらえ方、出席という言葉の使い方に食い違いがありまして、本県ではオンライン参加も出席と表現しているところ、標準条例では、右側、県の改正素案の第2項の方に、枠囲みで記載しておりますとおり、標準条例では委員会室に現に出席することのみを出席としまして、オンラインの方法による場合は「発言その他の行為」になっていますが、発言等は「出席しているものとみなす」、あくまでもみなし出席として、区別して表現をしているところです。

そこで本県も今回の標準条例の改正と同様の解釈を採用しまして、改めて文言整理をして、オンラインの場合は出席ではなく、枠囲みの上に記載した改正素案の下線部分のように、オンラインの方法によって発言その他の行為をする、という表現に改めることを検討しております。

第3項も標準条例の規定ぶりに準じたいと思います。

標準条例の第3項の太字のところ見ていただきたいのですが、ここでは、委員ではなくて議員という規定になっておりまして、これは全国議長会の誤りなのか、それとも委員外議員も含めた規定なのかは今後、確認する必要があると考えておりますが、本県では、実際に、議会運営委員会には委員外議員の方の出席も求めておりますので、委員外議員にもオンラインを認める規定は必要であると考えております。

今のところの案として、この第3項は、委員のままとし、次のページ、県の改正素案に第4項を新設して、委員でない議員であって、

会議規則に基づき委員会が出席を求める、又は発言の申出をする議員に準用するという規定を設けられないかなど考えております。

ただ、こういった規定が他県で今のところ見当たりませんので、この場所にこのように規定するのが適当なのか、委員会の要綱におろして規定すべきなのかは今後検討したいと思っております。

次に標準条例第 16 条の委員会の公開の原則については、本県は規定を整備済みです。

そのあとの秘密会、秩序保持については、標準では委員会の公開規定を入れたことで条文整理をしていますが、本県での改正は考えておりません。

次のページをご覧ください。標準条例第 22 条第 2 項は、公述人の文書による申出をオンラインの方法でできることとするものです。本県でも同様の改正を考えています。

その次の標準条例第 26 条は、公述人の陳述は、代理人や文書によることはできないものと、もともとされていますので、オンラインでもできないと規定するものです。

本県も同様としたいと考えております。

次のページをご覧ください。一番上は、標準条例にはない県の方にだけある規定ですが、本県ではオンライン委員会の規定整備をした際に、参考人の出席にオンラインの方法を認める規定を設けました。

これについても先ほどの委員と同様、出席という言葉は使わないように、今後整理をしたいと考えております。

最後に、標準条例第 27 条に新設された第 3 項ですが、これは会議記録を電磁的記録によることができるものとする規定です。できる規定なので本県でも同様の改正としたいと思いますが、実際の会議録をどうするかという対応については本会議での対応とあわせて、検討していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

奥野委員長 今回の改正につきましては、主にオンライン化に係る規定を整備し直すというものであります。

ただ、皆さんご覧いただいたとおり、ちょっと文言等も標準会議規則をそのまま持ってくると、大変わかりにくいというようなところもありますので、例えば、もう既に富山県議会の委員会条例でオンライン化のところを規定したのは先行してやりましたけれども、そこにはオンラインによってとか、こういう文言をすでに使っておりますので、県議会会議規則についても、そういうようなわかりやすい表現に改められないかなど、もうちょっと表現を工夫することを事務局の皆さんには検討いただきたいと思っております。

その他に、皆様から何かご意見やご質問等ありましたらどなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

瀬川委員 ちょっと戻って申し訳ないんですけども、2ページで、オンラインの電話・メール等による確認で、具体的にはどういうことをされるのでしょうか。

事務局（森議事課副主幹委員会係長） これは電子申請サービスで必要事項を入力して申請していただくんですが、そこに電話番号やメールアドレスを入力するところを用意しまして、その情報が入った申請が届きましたら、事務局からそちらの電話番号あるいはメールアドレスに一度確認の連絡を差し上げます。それに対し返信があることをもって確認、架空の人物ではないこと、確かにその請願を出したということの確認をするということで考えております。

今いろいろな、アプリの利用や通信販売のアカウント登録の際に、メールに送られたパスワードを入力して、再度ログインすることをもってアカウント登録をするという手法がとられているかと思うんですが、それと同じような機能が電子申請サービスにも、利用者登録ということがありますので、そちらを使うことを考えております。

瀬川委員 2つありまして、その返事をもって、署名といえるのかど

うかという点が1点と、もう1つは省力化のためのオンライン化だと思っているんですが、これによって皆さんが今までやっていなかった仕事が1つ増えることになるのではと思っております。書面とのレベルを合わせるという意味で案2があったんですが、オンラインに関しては、電子署名にした方が、私たちも、職員の皆さんの働き方改革等を普段、主張しているものですから、皆さんの仕事を増やしたくないなと思ひまして、そっちの方が手間も省け、そして署名という本来の目的に近いものになるのではないかと思います。後でまた相談させて欲しいなと思ひます。

奥野委員長 この件に関しては、先ほど会派としてのご意見を伺ひまして、自民党議員会さんは案2ということで返答いただいておりますが、それは会派の中でもう1回揉み直そうということでよろしいでしょうか。

瀬川委員 そこまでではありません。

奥野委員長 それでは、やはり、それは既に決定した事項ということで、大変恐縮ではありますが…。

事務局（森議事課副主幹委員会係長） ご配慮いただいたことにお礼を申し上げます。電子署名の方が、事務局としては確かにもう一度連絡を取るよりは…、すみません、勝手に発言をしておりました。失礼いたしました。

奥野委員長 ということで、この件につきましては先ほどのとおり、全会派一致ということにしたいと思ひます。今後、会派の中でまた話をしていただいて、揉み直していただいても良いかと思ひますが。

ちなみに、今の会議規則の一部改正と委員会条例の一部改正については、何かご意見がありますでしょうか。

澤崎委員 先ほど奥野委員長からもご指摘ありましたけれども、この改正案等で、例えばですが、電子情報処理組織、もちろん標準会議規則でもそのような表現はされていますが、一般的には馴染みがな

くて、※印で（こんなもの）と言わなければならないような気もするので、そういったことも踏まえて、わかりやすい表現方法をお願いしたいと、特にここ引っかかりましたので。

奥野委員長 他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、今、澤崎委員からもありましたが、今回事務局の方で、お気づかいいただいて黄色マーカーとかで、ここを見てくださいという指示がありましたので、何となく読み込めるかなと思うんですが、これがマーカーを引いてなければ、なかなか読むことは大変だなと思いますので、ちょっとそういうものも踏まえて、次回のこの会議の時に、さらに改正案として皆さんにお返しできるように準備を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に報告事項に移ります。

広報編集委員会の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（浜元調査課長） 広報編集委員会の取組についてご報告いたします。18 ページ、資料 2 をご覧ください。

7月にTOYAMA ジャーナルを5万部発行いたしました。その後、株式会社シー・エー・ピーに委託いたしまして、デジタルブックの製作、インターネット広告を実施しております。

内容としましては、インターネットによる広告配信で、T i k T o k、Y o u T u b e 等で、7月4日から8月3日まで1ヶ月間配信しております。実績としては表示回数で約190万回となっております。

それから県議会のホームページに、このデジタルブックを掲載しておりますし、あとWEBアンケート、7月4日から10月31日まで約4ヶ月間実施をしております。アンケートの回答状況は、回答数195件、これは昨年度150件と比較して、約50件多くなっております。

議会への関心度も高まっておりますが広報紙に対する評価とし

ては昨年度とほぼ同様となっております。

ただ自由意見のところ、イラストがポップで目を惹かれてはじめて読んだとか、親しみがわくのでとてもよい取組だ、また県の政策に興味を持ったという好意的な意見がありました。

一方で、県の重要課題にもっと踏み込んで欲しいとか、スマホで電子ブックを読むには小さいので、冊子で読みたいという意見もあったところがございます。

このTOYAMAジャーナルですが、日本地域情報コンテンツ大賞で、部門は違いますけれども、2年連続で優秀賞を受賞しております。

このアンケート結果や、出前講座での生徒さん学生さんの意見も参考にして、さらにブラッシュアップしていきたいと思っております。

19 ページ、主権者教育の推進であります。

議員の皆さんに、直接学校に出向いてもらいまして、高校生等に対して主権者教育についての講座を開催するものでございます。

今年度は4回予定しており、先週、荒井学園新川高等学校で、2学年4クラス（96名）の生徒さんに対しまして、13名の議員に参加いただいております。

それから、2回目は来週月曜日ですが、南砺福野高校で、2学年5クラス（184名）を対象にいたしまして、17名の議員に参加いただくことになっております。

同じく来週、今度は大学なのですが、高岡法科大学で、政治学履修の学生さん（40名）に対して、3名の議員に参加いただくことになっております。

それから初めてなのですが、国際大学附属高校で、2月13日に7クラスを対象にしまして、実施する予定です。

今年度は4回を実施予定にしております。

先月、都道府県議会の議員研究交流大会がございまして、山本議

長からも本県の取組を紹介されるなど、本県の取組に非常に注目度が高まっております。

引き続き主権者教育の推進に、議員の皆さんと一緒に取り組んで参りたいと思います。

以上でございます。

奥野委員長 何かご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 それでは次にその他ですが、事務局から個人情報の取扱いについて、追加で説明があるということでもありますのでお願いいたします。

事務局（青柳議事課長） 先日の会議で議会傍聴の個人情報の取扱いにつきましては、氏名住所の記載については、事務局案としては記載を求めないこととしたい、ただし人数の記載はしてもらおうという案でお示ししたのですが、意見が分かれたということで、当面このままという結論だったと思います。

ちょっと説明不足の部分がございましたので、補足して説明させていただきます。

20 ページの資料 3 は先般お配りした資料でございます。

参考資料として、21 ページ、そもそもの根拠規定となる個人情報の保護に関する条例ということで、議会の方でも、昨年4月1日施行で制定しています。もともと県条例でも対象にはなっていたので、平成10年代から規定はありましたが、改めて説明いたします。

その第4条で、個人情報の保有の制限というのがありまして、議会は個人情報を保有するに当たっては、法令の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。2項で、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。それと、次の第5条に利用目的の明示ということで、個人情報を取得すると

きはあらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないという規定がございまして、過去、こういう傍聴の規定を整備する際には、議場の秩序維持というような目的があったのだらうと思いますけれども、近年、妨害や迷惑行為が発生していないとか、近年の政治社会状況を考えますと、現場サイドの事務局といたしましては、しばしば現場職員が、傍聴者の方から、なぜ記載を求めるとかということを知られたり、電話で問い合わせがあったりした時に、なかなか明確な理由を説明できないという実態がありまして、苦慮しているところです。

そういうことで、これについては、こういう規定に基づきまして、取得することを廃止したいということで説明したところでございます。

引き続き検討のほどお願いいたします。

奥野委員長 何かご意見があればどうぞ。

永森委員 そういう認識はこちらも持っていて、個人情報が必要最低限しか取らないということは十分認識した上で言っていますし、今ほどお聞きしたとおり、事務局的な負担のことについては、なるべく軽減されるべきものだというところも全く同感なんですけど、ただ、他県の状況を見ていても、決してその取らない方向にいつているようには見えないんで、これは変わってきているってことですか。資料では、8県だけですよね。

事務局（青柳議事課長） ホームページを見ていますと、市町村レベルでは、取得の必要がないということで、かなり進んでいるようです。

永森委員 ここで、急に市町村といわれても困るんですけども。

それで、すみません。別に必ずしもそうだって言っているのではなくて、ただその秩序維持の必要性が低くなっていますというふうにおっしゃられて、近年はと言われますけれども、どこぐらいまでの近年のこと言っておられるのかわかりませんが、例えば国会が

荒れたような平和安全法制の時とか、特定秘密保護法案の時とか、そういう時の意見書の審議の時などには、傍聴席からものすごい不規則発言がたくさん出たときがあるんですよ。そういうことを、なんていうか、やはり議場にいる人間としては、非常に議場が荒れているというふうに感じたわけです。

そうしたことも踏まえて、こうした秩序が乱れたことがなかったのかと言っているのか、あれぐらいってというのは、そういう秩序が乱れたことに入らないと思ってそう言っておられるのか、その辺ちょっと聞いてみたいなと思います。

事務局（青柳議事課長） 当然、そういった時代の…。

永森委員 つい数年前のことですよ、それは。

奥野委員長 私たちは経験していますから。

永森委員 経験していますから、意見書の審議で、ものすごい荒れましたからね。

事務局（山崎事務局長） 要は、名前と住所を書いていただくことによって、秩序維持になるのかということが問題だと。

永森委員 そうではなくて、私が言っているのは、秩序維持になるのかではなくて、秩序維持を考えて欲しいと言っているのです、それは名前を聞かなくても秩序維持ができるのであれば、そういう方法を考えられればいいんじゃないでしょうかということでございます。

井加田委員 傍聴席数を超えることが秩序維持、来られる人は名前を書こうが書くまいが、それなりの思いで来られるので、そういう意味でいうと、記名することと、例えば、たくさんの方が来られるということであれば、許容範囲を超える数の方には入っていただけないから、そこは少し整理する必要があると思うんですけど。傍聴席をはみ出るほどの事態が過去にあったのかどうかわかりませんが、その場合は、傍聴券を必要に応じて交付するというようなことですから、だからその住所・氏名の記入というのと、どれだけの人が入っておられるのかとは、切り分けて考えてもよろしいんじゃない

いかなと思うんですけど。

永森委員 私は、切り分けて発言したつもりです。

佐藤委員 富山市議会を例に出すのも恐縮ですが、要するに議事進行の妨げになる場合は議長が当然きちんと退席を求めることができますので、名前を書く書かないこととは基本的には関係ないと思います。名前が書いてあっても、そういった乱れがあったときには、議長として退席のお願いは、いいんじゃないかと思います。

永森委員 よろしいですか、私はそういうことを言っているんじゃないかと…。

奥野委員長 ちょっと議論が全くかみ合っていないので。

永森委員 私は、そういうことを言っているんじゃないかと、近年、秩序が乱れたことがないからとおっしゃられるので、それは秩序が乱れたことになっているんじゃないですか、と言っているんです。それがエスカレートすることもあり得るんじゃないですか。

ですから、議場のセキュリティを守るという観点が必要だと言っているわけで、名前を取るか取らないかっていうのは、どちらでもいいですけども、そういうふうに言われるならば、何らかの形でそういうことが必要なんじゃないですかということを申し上げているってだけで…。

奥野委員長 これは前回の会議の時も同じ議論をしていると私は振り返っているのですけれども、それで前回は一致しなかったのも、まずは現行のとおり継続的にこれは方法を考えましょうということにしていたかと思います。

それで今日改めて、事務局からは再度、名前を明記いただくことについて検討をいただきたいということで提案があり、再度、各党派のご意見を伺いました。ただ、今のまま、氏名の明記だけやめたいというのは、なかなか議論が一致しないのかなと思いますし、セキュリティを求めるということであれば、その名前を書かない代わりにどうやって、議場の秩序を守るべきなのかという代替案なりを

提示いただいて、次の議論に臨むのがよろしいのではないかと思います。

事務局（青柳議事課長） よろしいでしょうか。

まず、名前を書くことの目的が妥当だとしても、名前を書くことに効果があれば、それを取ることはできない。

奥野委員長 だから代替案を持って来て下さい。

事務局（青柳議事課長） それと、混乱するような話題が議会で出ている時には、当然それ相応の対応を庁舎管理サイドとしてもとりま

すし、先ほど佐藤委員が言われたように守衛なり警察が出てきて…。永森委員 それを出してください。先ほどから何回も同じことを言っているんですが。

奥野委員長 先ほどから、同じことを何回も言っていますが、具体的に提案をして、こういうことをするから氏名の明記をやめるところまで出してくれというご意見があると…。

事務局（青柳議事課長） それは議長の権限として当然あります。

事務局（山崎事務局長） 今これを出したのは、法律上、我々が（県民から）なぜ名前を書く必要があるのかと聞かれたら、それについてどう答えたらいいでしょうかという相談をさせていただいています。永森委員が言われたように安全のためというのであれば、そういう恐れが全くなくなったわけではありませんので、議場には防犯カメラも付けておりますし、隣には警察本部庁舎もあるわけなので、警察との連携や守衛の増強なども考えていきますので、またご相談に乗っていただければと思います。

奥野委員長 ということで、改めてこれは継続的に、少し検討するというところでお願いをしたいと思います。

いろいろな懸念についてもご意見をいただきましたので、今、局長から発言いただきましたけれども、また今口頭でこうなったら警察本部長いるじゃないかみたいな話がありましたけれども、きちんとどういう対応をするということで…。

事務局（山崎局長）　そういう議論をするために出したわけではなくて、名前を書いていただくための目的は何かということをも今、議論したかったのですが、ご相談させていただけるということなので、かみ合っただけではないんですけど…。

火爪委員　私もよろしいですか。いわゆるやじですよ。やじとか怒号とかですよ。名前を書かせたから、やじが抑えられるということにはならないと思います。なので、やじや怒号、混乱めいた雰囲気を抑えるために名前を書かせるというのは違うのではないかと。思うので、これそのものについては、事務局提案で進めていいのではないかなと思います。

それとは別に、その議場が混乱するときに、議長なり、議会事務局はどう対応するのかというのは、別の問題として議論すればいいのではないかなと、（永森委員が）不安を感じておられるようでしたら。トランプのようにはならないとは思いますが。

永森委員　よろしいですか。資料に、2つ、一番上に、1つ目、そういう取得の必要性が何で必要なのかって求められているということと、2つ目の理由に、議事妨害や迷惑行為などが発生しておらず、秩序維持のための個人の特定の必要性が低いつて書いてありますよね。でもこれ逆から読むと、もともと何で取っていたのかと言うと秩序維持の必要があるから取っておられたわけですよ。

で、我々は、まだ秩序維持の必要性が低くなったと思っていないと言っているんで、そこが、何ていうか安全性が確保されれば、そういう秩序を維持する別の手段が講じられれば、その時は必要なくなるかもしれないけれども、今の時点ではまだ必要性が低いとは思っていないという意味です。

だから何でそれ取ったからって言われても、もともとそうだったから、もともとそういう理由で取っていたんじゃないですか。そもそもそしたら何で取っていたんですか、これ。

奥野委員長　ちなみに、この議会改革推進会議で、ルールを改めて進

めるときには、基本的に全会派一致をしたものについて順番に進めるということになっております。

ですので、ここで、おそらくこれ以上話をいただいても、一致はしませんので、これは一旦持ち帰っていただいて、事務局も含めて、次の会議の時に、議論が一致するような方向にめがけて準備をしていただくという方向性かと思っておりますので、これは継続的にということにしたいと思っております。

火爪委員 委員長いいですか。それはそれでいいです。進め方はいいと思います。

ただ、今までと違って、個人情報保護に関する条例ができて、聞いていると、それが今までとは違うよということを踏まえて検討を事務局でしていただいているので、ぜひそこら辺も含めて各会派で議論をしていただければと思います。

奥野委員長 ではそういうことでお願いいたします。

時間も迫っております。

それでは次の会議については2月定例会前で日程調整させていただきたいと思っております。

議事はこれで終了いたしました。その他何かございますか。

大門議員 IT活用検討委員会からでございます。

タブレット端末が1人1台入りまして、ペーパーレス会議システム導入に向けて、今、入札段階に来まして、もう次の議会には、入るといような段階までできました。

そういった中で、山本議長からIT活用検討委員会に命と申しますか、依頼がありまして、デジタル化が進む中で、議会として、どういうふうにデジタル化を進めていくか、この議会がよりスムーズになるのか、また県民や市民の皆様とより接点というものを作ることができないかというようなことの可能性を探ってくれと言われてました。山本議長とも相談をしまして、今度、高岡市のデジタル化アドバイザーの中川先生という方がいらっしゃるんですけども、

その方に、まずは皆さんを対象にして講演会といいますか勉強会をして、デジタル化の前向きな気運を高めた上で、IT活用検討委員会でそういったところを議論していきたいと思っていますので、一応これは報告として、お願いいたします。

奥野委員長 ありがとうございます。

他に何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

奥野委員長 それでは、これをもちまして、令和5年度第4回議会改革推進会議を閉会いたします。お疲れ様でした。